

## □■養成所ニュースプラス第5号 2024□■

6月5日、厚生労働省が人口動態統計を発表し、子どもの出生数、合計特殊出生率ともに過去最少となったと報道がありました。同日、児童手当の大幅拡充等を盛り込んだ改正子ども・子育て法も成立しています。少子化に歯止めがかかりません。少子化対策は待ったなしです。

Plus Quiz は「児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度」（現、児童・家庭福祉）から児童福祉法に関する問題です。選ばなかった選択肢のどこを直せば適切になるかもあわせて考えてみましょう。

### ■Plus Quiz . . . . .

【第36回問題 137】児童福祉法の総則規定に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

1. 全て国民は、児童の年齢及び発達に応じて、その意見が尊重されるよう努めなければならない。
2. 全て保護者は、その養育する児童の福祉を等しく保障される権利を有する。
3. 国は、児童を育成する第一義的責任がある。
4. 全て国民は、児童の最善の利益を実現しなければならない。
5. 全て児童は、家庭で育てられなければならない。

正答と解説は最後に記載してあります。

### ■Yoseijo Info . . . . .

- ・(35期生) 教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）の支給希望の方へ  
申請書類一式は原則として、再発行はできませんので、お取り扱いにはご注意ください。  
本養成所からの申請書類発行のため、「受給資格者証と公的身分証明書のコピーの提出」及び「レポートの提出」「スクーリングへの出席」「授業料の納入」が必須となります。
- ・(36期生) 教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）の支給希望の方へ  
「受給資格者証と公的身分証明書のコピー」の提出をされていない方は、早急に提出してください。
- ・(36期生) 見込書類（実務経験証明書）のさしかえについて  
入学願書提出時に「実務経験見込証明書」を提出している方は、入学資格または実習免除を満たした期間の「実務経験証明書」の提出が必要となりますので、早急に提出してください。
- ・受講の手引の表紙裏（表紙の次のページ）に“レポート作成・提出チェックリスト”があります。  
レポートの作成・提出の前に必ず確認してください。

### ■Test Info . . . . .

国家試験に関する情報をお届けします

- ・第37回国家試験は、令和7年2月2日（日）です。  
概要はこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1305158&c=3246&d=99c7>  
受験申込手続き（予定）はこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1305159&c=3246&d=99c7>
- ・第37回国家試験から適用する社会福祉士国家試験合格基準並びに総試験時間数が公表されました。  
詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1305160&c=3246&d=99c7>
- ・日本ソーシャルワーク教育学校連盟主催の全国統一模擬試験のご案内です。  
詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1305161&c=3246&d=99c7>

### ■Plus Info . . . . .

その他の情報をお届けします

- ・日本知的障害者福祉協会では様々な情報を発信しております。  
詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1305162&c=3246&d=99c7>

## ■Back Number . . . . .

過去のバックナンバーはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1305163&c=3246&d=99c7>

## ■Plus Column . . . . .

### 【受験対策ミニ講座第2号／受験対策スケジュール】

仕事や家事を抱える皆さんが国家試験に合格するには、スケジュールリングが重要です。皆さんは、1日何時間の勉強ができますか。仕事のある日でも毎日できますか。休日はどのように活用しますか。

ネット上では、500時間の学習（受験勉強）が必要とまことしやかに語られます。先輩の中にも500時間を目標に進め、勉強できる時間を決めて試験日から逆算した人がいました。しかし、500時間以上勉強を続けた人もいますし、1ヶ月しかやらないのに合格した人もいました。実際は、それぞれなのです。

7月に合格のための学習方法のご案内を送付する予定です。同封している学習の進め方についての説明資料とスケジュール表では、8月から国家試験までの6か月間を5期に分けて勉強を進めていくことを提案しています。

仕事をしながら、家事をしながら国家試験に挑む皆さんが無理なく続けられるプランになっています。平日は1日おきに90分、休日のどちらかに180分学習するという提案です。教材はそれぞれ自分に合ったものを選択するにしても、スケジュールリングの見当もつかないという方は参考にしてください。

先輩たちも情報を伝えてくれています。先日お送りした養成所ニュース34号でも「先輩からのメッセージ」を掲載しました。紙面の都合でお伝えできなかった部分は、今後、当養成所のウェブサイトで公開する予定です。それぞれの工夫があることがよくわかります。一度、お読みください。

半年以上ある国家試験に向けての道のりでは何が起こるかわかりません。うまく進まないときは、自身をモニタリングして再アセスメントし、再プログラムすれば良いのです。歩いていきましょう。今回は、受験対策本についてお伝えします。

### 【Plus Quiz . . . . . 正答と解説】

2022（令和4）年5月には「困難問題を抱える女性への支援に関する法律」の制定、6月には児童福祉法等の改正や子ども家庭庁設置法の制定、子ども基本法の制定、2023（令和5）年5月には「DV法」の改正、12月の「こども大綱」「こども未来戦略」の決定等、児童・家庭福祉関連の法律の制定や改正が続いています。取りまく社会情勢をふまえながら、その内容の要点をおさえることが求められます。

テキスト発行後の主な動きは、お送りしています、社会福祉士養成講座別冊2023、2024「社会福祉制度等の主な動きとポイント」（中央法規）を役立ててください。

今回は、頻出の児童福祉法から総則第1条～第3条に関する問題です。2016（平成28）年の改正で、児童権利条約の精神にのっとり、子どもの能動的権利を明確に規定しました。

「児童・家庭福祉」の新しい出題基準では、「児童観の変遷」、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」「子ども・若者育成支援推進法」「いじめ防止対策推進法」が加わりました。法律の目的や内容を整理し理解に繋げましょう。

1. ○法第2条に規定されています。
2. ×法第1条で「全て児童は、」「福祉を等しく保障される権利を有する。」と規定されています。「全て保護者は」ではありません。
3. ×法第2条第2項に「児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。」と規定されています。「国」ではありません。
4. ×法第2条第1項に児童の「最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。」と規定されています。「実現しなければならない」とは書かれていません。

5. ×法第3条の2に家庭養育が前提であることは示されていますが、養育困難や不適切な養育である場合には、「児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育され」、更に家庭における養育環境と同様の養育環境が適当でない場合には、「児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。」としています。

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19 K D X 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus